

## 別表十二(三)

24欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地	1			期首特定災害防止準備金の金額	20		円
採取、最終処分又は採掘の期間	2	平 年 平 年	・ ・	翌期当期益金算入額	21		
当 期 積 立 額	3			採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の益金算入額	22		円
積立限度額の計算	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	4		同上以外の場合による益金算入額	23		
	(4) × 採取、最終処分又は採掘の期間の月数	5		計 (21) + (22)	24		
	当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	6		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (13)	25		
	採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	7		の差引特定災害防止準備金の金額 (20) - (23) + (24)	26		
	(4) × $\frac{(6)}{(7)}$	8		度超過額 (18)	27		
信託財産の当期増加額	当期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	9		特定災害防止準備金の金額 (25) - (26)	28		
積立	前最高採取場、廃棄物			に計上されている特定災害防止準備金	29		
累積限度超過額の計算	24欄			差引 (26) - (27)	30		
	特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の						
	①租税特別措置法の条項欄に、「第55条の6第1項」又は「第9項」※						
	②区分番号に、「00193」						
	③適用額欄に、当該別表十二(三)24欄の金額(円単位)を記載してください						
	※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第55条の6第9項」、それ以外は「第55条の6第1項」						
累積限度超過額の計算	採掘災害防止費用の見積額 (4)	15		の金額との差額の明細	31		
	岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額 (9)	16		貸借対照表の取崩不足額 (23) - ((3) - (28) - 前期の(28))	32		
	累積限度額 ((15)と(16)のうち少ない金額)	17		当期に生じた差額の合計額 (19) + (30)	33		
	累積限度超過額 (14) - (17)	18		前期以前分	34		
	限度超過額合計 (13) + (18)	19		前期末における差額 (前期の(29))	35		

別表十二(三)  
平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分